

# 令和6年5月泉南市農業委員会定例会

令和6年5月9日 午後1時30分  
市役所別館 1階 大会議室1・2

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	森谷 豊
南 直樹	上野 寛治	立道 智恵
湊 聡美		

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	宮下 明
向井 彰一	戎野 繁	太佐 博

事務局            それでは定刻には少し早いですが、全員お揃いですので、ただ今より令和6年5月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席されておりますので、当会議は有効に成立いたします。推進委員についても、全員出席されております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長            皆さん、お疲れ様です。ゴールデンウィークが終わりまして、いよいよ田植えのシーズンが来ております。山間地区ではすでに田植えがほぼ終わっており、現在は六尾地区あたりが最盛期となっております。他の地区もこれから準備にかかるかと思っております。非常に忙しくなってくる頃かと思っておりますが、泉南市農業委員会5月定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、我が国の農政の憲法と呼ばれる法律がございます。「食料・農業・農村基本法」です。この法律の改正案が本国会に提出され、議論されております。最大の争点は食料の合理的な価格形成にあります。要するに食料の価格を合理的な値段に上げようというものです。

会長 農業改正案第2条の条文には、「食料の合理的な価格の形成については、(中略)農業者・食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」とあります。ところが、エンゲル係数、つまり家計支出に占める食費の割合ですが、40年ぶりに27%を超え、食費の割合が上がったという事です。消費者の負担が増しております。これに対して政府を上げて、賃上げを通じた購買力の向上を、現在進めているわけです。価格の上昇と購買力の上昇という2つを進めていかなければならない為、非常に難しい舵取りを迫られているわけです。これについては、引き続き注目していきたいと思っております。詳細については4月26日付の全国農業新聞に載っておりますので、ご確認ください。

さて、今年度1番の課題であります、地域計画の策定についてですが、○月○日に○○地区、並びに○○地区での座談会が予定されているとの事です。他の地区の皆さんも事務局と相談の上、早急に地区での座談会の開催をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局が新しい体制になりまして、1カ月が経ちました。まだまだ慣れない状況ですが、局長、主幹が中心となり、ますますレベルアップに努めていただきたいと思います。

さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、8番 池上委員、11番 南委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会長 それでは、令和6年議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事務局 それでは、議案書を朗読させていただきます  
令和6年議案第13号4件について朗読する。議案第13号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、No. 2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 ご報告いたします。先日確認に行ったところ、No. 1、No. 2共に草刈りが終わっており綺麗な状態でしたので、特に問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 当該農地は、開発の予定地でありまして、生前贈与となります。①番はべた鋤状態で、②番は半分に豆を植えておりますので、問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 4につきましては、譲受人の自宅の前に耕作農地があるのですが、当該地はその農地の隣接地です。農地が集積されたものです。現況については畑が維持されておりますので何も問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。議案第13号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1、No. 2ですが、譲渡人はお二方ともご高齢である上、担い手が無い為、誰かに借りてもらえないかと以前から事務局に相談がありました。その旨を、〇〇委員に相談したところ、それならもう譲り受けようかということになり、3条申請となりました。お二方とも、〇〇委員には感謝していると思ひます。

事務局 No. 3は、親子間の生前贈与です。開発の予定地になっておりますので、将来的には転用申請が出されるかと思えます。

No. 4は譲受人の自宅の隣接地にあり、こちらも地主が高齢であること、また、面積は85㎡ですが農業用倉庫が建っており、倉庫は利用価値があるため譲り受けたようです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

事務局 No. 1、No. 2の譲受人についてですが、耕作面積が6町7反ほどあるのですが、耕作人員2名というのはどういう事でしょうか。

〇〇委員 雇い入れているんじゃないでしょうか。いくら何でも2人では耕作は絶対できないです。

〇〇委員 雇ったりしていますよ。

〇〇委員 主に2人で、あとはパートとかじゃないでしょうか。

会長 そういった事でも構いませんので、疑問に思ったことは是非とも発言してみてください。よろしくお願いします。

会長 譲渡人については、他にも農地があるのでしょうか。

事務局 No. 1の方は当該地のみです。No. 2の方はもう1筆ほどあります。

会長 ご高齢であるならば、なおさら他の所有農地も一緒に斡旋できればと思います。

会長 No. 3についてですが、開発の着工予定はいつですか。

〇〇委員 何もわからないです。

会長 着工するまでは耕作しないとイケないですね。

〇〇委員 当該地は毎年ちゃんと耕作しています。

会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか  
それでは質疑がないようですので、議案第13号は原案どおり承認して  
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第13号に賛成の方は挙手をお願い  
します。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のと  
おり許可することといたします。

会 長 続きまして、4月30日付で「農地法第5条の規定による許可申請」  
が1件提出されております。急を要する為、急遽、議案に追加させてい  
ただきます。

それでは、令和6年議案第14号「農地法第5条の規定による許可申  
請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第14号1件について朗読する。議案第14号につつま  
して、事務局の方から説明させていただきます。

2期目以上の委員さんの中には覚えている方もおられるかと思いま  
すが、申請地の左側にある台形の土地については、令和〇年〇月に資材置  
場として転用された実績があります。今回も同じ農地区分の判断理由に  
より3種農地の資材置場への転用申請となりますので、特に問題は無か  
ろうかと思われませんが、地元地区委員さんいかがでしょうか。

〇〇委員 昨年まで譲渡人は一生懸命作付けをして、管理もされておりましたが  
なにぶん高齢であり、後継者の環境も整わないという事ですので、私個  
人的には致し方無いかなど考えております。②番の農地には玉ネギ小屋  
が建っていたのですが、すでに撤去されております。譲渡人は土地改良  
区の理事長もされた方なので、後々、周りに迷惑をかけないように先に  
手を打ったのではないかなと推測されます。

事務局 ありがとうございます。以上です。

会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 みなさん、判断理由、転用理由等で何かご質問ないですか。「農地法施行規則第44条第2項」について事務局より詳しく説明をお願いします。

事務局 街区とは道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいいます。街区の中の、池を除いた宅地、つまりは雑種地を含む非農地の占める割合が40%を超えてきますと第3種農地と判断されます。当該地は街区の面積の半分が宅地化されておりますので、市街化調整区域における農地区分は3種農地と分類され、転用は可能と判断されます。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第14号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第14号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり許可することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和6年報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局 令和6年報告第8号2件について朗読する。報告第8号について事務局から補足説明をさせていただきます。

No. 1については、譲受人は、〇〇製造を営んでいますが、この度、資材置場が必要となったのか、資材置場として届出がされました。

- 事務局 No. 2については、以前にも隣接地で転用の届出がされた農地です。今回も届出があり、将来的には開発されるかと思います。
- 会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 No. 1については、転用目的が資材置場となっていますが、接道がないので、資材は置けないと思います。接道している隣の売り家の建っている所も一緒に買っていたんじゃないでしょうか。確認しておいてください。この家も含めれば、細長いですが、非常に良い土地ですので、うまく活用してもらえれば良いと思います。
- No. 2については、隣の農地の転用届出が前にありましたよね。
- 事務局 前回と同じ譲受人です。地区推進委員さん、水利の関係等で何か意見ございますか。
- 〇〇委員 3カ月前に今回の申請地の左側が同じ譲受人に所有権移転されました。さらに、現在、右側も資材置場にするという事で交渉中らしいです。ですので、合計3筆が資材置場に転用される予定です。ただ、問題は前回も申し上げましたが、他に入口がないので、池の横を通る農道を使用する為、水路に鉄板を敷きたいとの事で現在交渉中です。
- 会長 この道は、市道ではなく農道なのですね。ただ、右側の農地も買えば下の道にはつながるという事ですね。
- 〇〇委員 用水路に鉄板を敷くのであれば、許可手続きが必要になるかと思うので、担当課で所定の手続きをしてくださいという事を言っておかないといけないと思います。
- 会長 ありがとうございます。他にご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第8号を終了します。
- 会長 続きまして、令和6年報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告

会 長 事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和6年報告第9号3件について朗読する。報告第9号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

No. 1につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。果樹を栽培していましたので問題ありません。

No. 2につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。①番については、水稻。②番③番については、自家野菜の栽培を行っておいりましたので問題ありません。

No. 3につきましても、〇〇委員と現地確認を行いました。①番については、水稻。②番については、自家野菜の栽培を行っておいりましたので問題ありません。以上です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして4月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、6月7日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時08分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年5月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_